

自己啓発等休業制度について

1 制度の概要

大学等における課程の履修や国際貢献活動を希望する職員に対し、休業することを認める制度。

2 休業対象

- (1) 大学及び大学院の課程の履修
- (2) JICA が行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動

3 休業期間

大学等における課程の履修のための休業 2年
大学院の課程であって修業年限が2年を超え3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合の休業 3年
国際貢献活動のための休業 3年

4 取得要件

- (1) 業務の運営に支障がないこと
- (2) 業務に関する能力の向上に資すると認められること
- (3) 在職期間2年以上で、職務を通じての当該職員の育成に支障がないこと。
- (4) 自己啓発等休業開始日前2年間において、欠勤、病気休暇、病気休職又は起訴休職を理由として1年以上職務に従事しない期間がないこと。
- (5) 大学等課程の履修のための自己啓発等休業の場合にあっては職務復帰後5年以上の在職期間が見込まれ、かつ職務復帰後に継続して勤務する意思があること。
- (6) 再度の大学等課程の履修のための自己啓発等休業の場合にあっては、前回の大学等における自己啓発等休業から5年以上の在職期間があること。
ただし、次の場合は除く。
 - ・大学院の修士課程（博士前期課程）修了後に博士課程（博士後期課程）を履修する場合
 - ・前回の自己啓発等休業が疾病等のやむを得ない理由により取り消された者が、再度同じ大学等の課程を履修しようとする場合は除く。

5 休業期間中の給与

無給とする

6 申請及び承認

(1) 申請

申請にあたっては、休業期間及び休業期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしなければならない。

(2) 期間の延長

上記休業期間の範囲内において、1回に限り認めることができる。

(3) 承認の失効

休職又は停職の処分を受けた場合。

(4) 承認の取消

- ① 大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合。
- ② 在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席している場合。
- ③ 奉仕活動の全部又は一部を行っていない場合。
- ④ その他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずる場合。

(5) 大学等課程の履修又は国際貢献活動状況の報告

理事長は、自己啓発等休業をしている職員と定期的に連絡をとることにより、十分な意思疎通を図るとともに、次に掲げる場合は、大学等課程の履修又は国際貢献活動状況について報告を求めるものとする。

- ① 理事長から求められた場合
- ② 大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
- ③ 在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
- ④ 大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合